

学生用電子メールサーバの利用に関する内規

（目的）

第1条 玉川大学（以下「本学」という。）が学生用に設置したメールサーバによる電子メールの利用についてその公正な利用と安全な運用に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この内規における学生用電子メールサーバとは、本学に在籍するすべての学生に電子メールの利用ができることを目的に設置され、教育学部教育学修支援課で管理運営する電子メールサーバをいう。

（対象）

第3条 学生用電子メールサーバ利用のために電子メールアドレスの交付を受けた本学に在籍する大学生、大学院生、専攻科生、科目等履修生、聴講生、委託生、研究生（以下学生という。）を対象とする。

（禁止行為）

第4条 学生用電子メールサーバの利用者は、以下の行為をしてはならない。

- (1) 他のユーザIDを不正に使用する行為
- (2) 電子メールを偽造する行為

- (3) 他のユーザの電子メールを不正に使用する行為
- (4) 個人の機密を犯す行為
- (5) 他のシステムに被害をおよぼす行為
- (6) TKGNetの正常な運営を妨げる行為
- (7) 著作権等の知的所有権を侵害する行為
- (8) 本学の不利益となるような行為
- (9) 営利を目的とした行為

（罰則）

第5条 この内規に定めるところに違反した学生には罰則を課する。

（事務主管）

第6条 この内規に係わる事務主管は教育学部教育学修支援課とする。

附 則

この内規は平成11年4月1日より施行する。

附 則

この内規は平成12年4月1日より施行する。

附 則

この内規は平成27年4月1日より施行する。